

エコツーリズム等に係る主な取組(他地域等の情報提供)

(一社)日本森林技術協会

世界自然遺産登録にともない、観光客増加を見越した計画的な観光管理のひとつとして、エコツーリズムに係る取組みがあげられる。これまでもエコツーリズムの利用や質を高めるために、西表島を含めたいくつかの地域では、①登録・認定ガイド制度の確立、②ガイドの育成、③地域住民案内による歴史・文化体験などに取り組んできている。観光客増加により、環境への影響が顕著化した地域や、それを見据えた受け入れ態勢構築に取り組んでいる地域の事例を考慮して、豊かな自然と独自の伝統文化を保全しながら利用できるエコツーリズムに発展させていくことが重要であると思われる。今後の取組みに資する資料となる、各地域における取組み事例を示す。

◇ 奄美群島の取り組み

観光客が飛躍的に増大する可能性のある奄美群島では、奄美群島広域事務組合が、エコツーリズム推進全体構想の策定、エコツアーガイド認定制度の創設、エコツアーガイドの人材育成の3つに取り組んでいる。エコツアーガイド認定制度については平成28年度上半期で制度を固め、下半期で試験を実施後に、第1期生誕生というスケジュールとなっている。

課題として、エコツアーガイドの人材育成では、民間サイドの自主的な取り組みにより前進しているが、ガイドの絶対数確保・質向上が十分にできず、増加する観光客に対応できないことが想定される。そのため、当該地域が受容可能な観光客人数を決定し、観光客がもたらす環境負荷を把握して、人数を調整していくことも必要である。

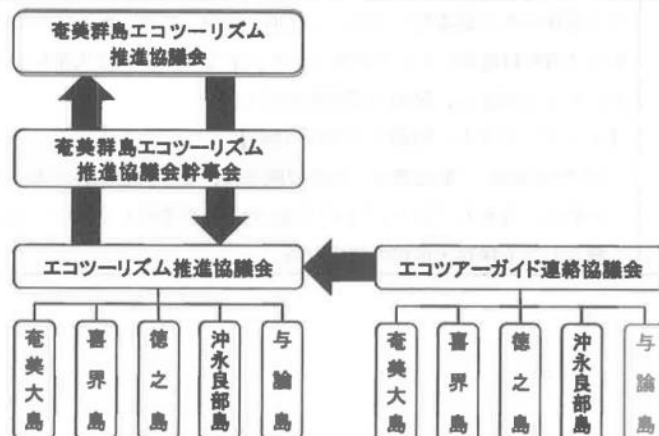
▶ 奄美群島における、エコツーリズムの推進体制

1. 推進協議会の参加主体

(1) 推進協議会の体制と役割

奄美群島のエコツーリズムの取組は、以下の体制で推進します。

組織	構成	主な役割
奄美群島 エコツーリズム 推進協議会 【最終決定機関】 ※平成26年3月 設立予定	○12市町村長 ○環境省・林野庁 ○鹿児島県関係各課 ○学識経験者 など	●全体構想の作成及び変更 ●各島のモニタリング結果のとりまとめと対応方針検討 ●エコツアーガイド認定制度の決定及びその運営 ●群島内外への情報発信、普及啓発
奄美群島 エコツーリズム 推進協議会幹事会 【調整機関】	○12市町村企画担当課長 ○世界自然遺産担当課長 ○大島支庁衛生・環境室長 など	●各島推進協議会の活動・意見のとりまとめと情報共有 ●群島一体で取り組むべき事項の検討・調整及び群島推進協議会への報告・提案 ●群島推進協議会に基づく取組方針の検討と各島協議会への報告・提案
各島 エコツーリズム 推進協議会 【作業機関】	○市町村担当課長 ○観光事業者 ○住民代表(区長) ○漁協・森林組合 など	●全体構想の検討・点検 ●自然観光資源の状況や全体構想に基づく取組等のモニタリング及び結果のとりまとめ・評価と対応方針検討 ●エコツアーガイド登録・認定制度の検討 ●プログラムの開発、産業間の連携、ガイド事業者間の連携等に関する調整 ●ガイド事業者による環境保全活動への参画促進 ●島内外への情報発信、普及啓発

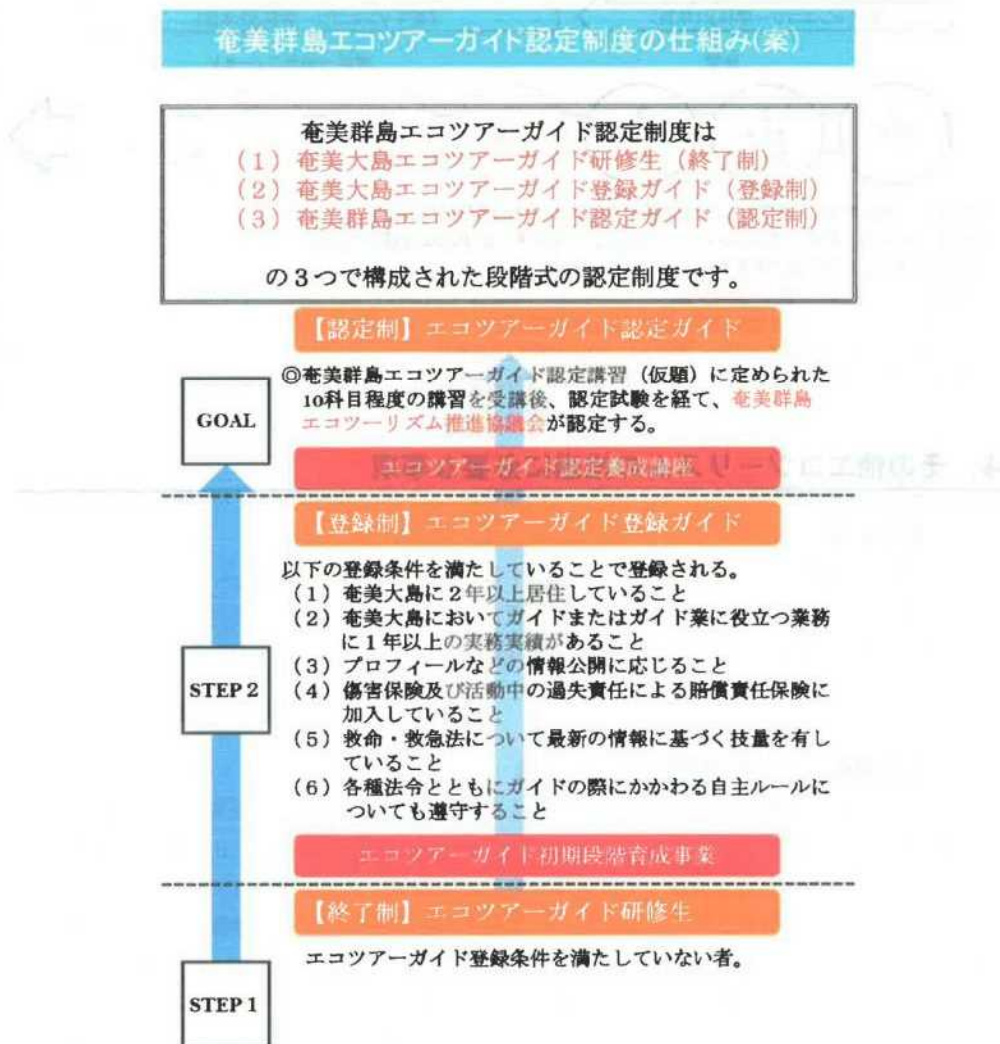


2. エコツアーガイドの登録・認定制度

奄美群島広域事務組合では世界遺産登録を見据えて、自然保護と観光振興の両立や、技術的に未熟なガイドの乱立を防ぐ観点から、エコツアーガイドの登録・認定制度について検討しています。これは、奄美群島エコツアーガイドが決められたルールを遵守するとともに、ガイド間や地域との連携を強め、利用者に対しては「もてなし・癒し」「安全管理」「技術・知識」を提供するとともに、「奄美群島の自然環境・野生動植物の保全、奄美群島の歴史・文化に対する理解の促進につなげる」活動を推進し、エコツアーガイドの社会的地位の確立を図るものです。

登録・認定制度の詳細なスキームについては、平成 27 年度に検討予定であり、最終決定機関の「奄美群島エコツーリズム推進協議会」において決定します。

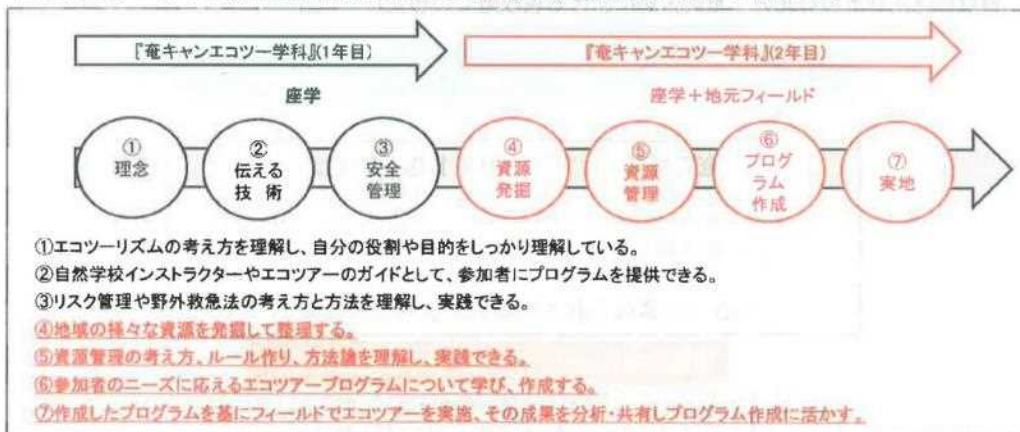
■登録認定制度の枠組み（奄美大島における現段階での想定）



3. エコツアーガイドの育成

国立公園指定及び世界自然遺産登録に伴い、観光客の増加が予想される奄美群島においては、質の高いエコツアーガイドの量的確保が課題と考えられます。奄美群島広域事務組合では、新たにエコツアーガイドになろうとする希望者に対し、エコツーリズムの基礎的知見や奄美群島の自然環境を組み込んだ初期段階の研修を実施しています。この研修では、地域でのエコツーリズムや自然体験活動を普及・定着させるために、共通カリキュラムの基、個々人のプログラム企画力やインタープリテーション能力に加えて、地域コーディネーターの能力など、幅広い資質を兼ね備えた人材の育成を目指しています。

■エコツアーガイド初期段階育成事業（奄美群島広域事務組合）のカリキュラム



(出典：奄美群島エコツーリズム推進全体構想（案） 奄美群島広域事務組合)

◇ 小笠原諸島の取り組み

小笠原では豊かな自然を維持しつつ観光振興を図るといったエコツーリズムの考えを採用し、平成12年に「エコツーリズムの推進」を観光振興の基本方針として位置づけている。

一方で、小笠原ではエコツーリズム推進を謳う以前から、昭和63年に日本で初めて実施した「ホエールウォッチング」を観光事業として定着させてきたことに始まり、早い時期から実践的なエコツーリズムの取り組みが始められている。取り組みの中でも重要な柱となる、ガイド登録・認定制度については、「東京都ガイド認定制度」、「ホエールウォッチング・インタープリター認定制度」、「母島森林ガイド制度」がある。ガイドに対する講習会として「東京都認定講習会」、「小笠原村登録ガイドの講習会」、「ガイドのステップアップ研修会」が行われている。また、小笠原諸島森林生態系保護地域及び指定ルートを利用する場合には、林野庁が実施する「小笠原諸島森林生態系保護地域利用講習」を受講することが義務付けされている。

▶ 利用者講習のスライド

<p>利用者講習表紙</p>	<p>I 小笠原国有林の概要</p>
<p>特性・問題・保護地域設定区域</p>	<p>V 森林生態系保護地域とは</p>

「保安全管理計画」の概要

①対象地の概要
②保安全管理に関する基本的事項
③当面の課題に関する事項
④推進体制等

管理や利用の原則について明記

①緊急に対策を講ずるべき地域
②外来種に関する事項
③利用に関する事項

利用によるインパクト軽減のための措置の導入

①利用できるルートへの限定

- ※ 希少動植物への影響
- ※ アカガシラカラスバト、オガサワラノスリの営巣状況
- ※ 崩壊等の危険性
- ※ 目的地へのアクセス状況

②立入りの手続き

- ※ 利用講習を受講し、入林の許可を受ける
- ※ 許可を受けた者と同行する

「保安全管理計画」の概要

VI 調査・研究者の講習と立入可能範囲

- 小笠原諸島森林生態系保護地域へ入林するためには、利用講習(4時間)を受講しなければなりません。しかし、調査・研究者、調査補助者、作業者については一定の受講を備えている書として「簡易な講習」により入林を認めています。
- 村民やガイド等は指定されたルート以外に入林することは出来ません。しかし、調査・研究者、調査補助者、作業者などの場合は、学術研究、モニタリング調査や公益上の理由により必要と認められる場合は、指定ルート以外に入林することが可能です。
- こうしたことから、一般村民の目録で見た場合、これまで自由に入林できたところに規制がかかり、自分たちの島でありながら研究者などのための島という不公平感を抱かれる方も少なくありません。このため、入林にあたっては他の利用者への配慮や移動時には機動的な利用とならないよう、目的地の付近までは指定ルートの利用を心がけてください。

※指定ルートについては、別冊「村民の皆様へ」を参照
注意：別冊「村民の皆様へ」はルート図が添付されていますので、他の方にコピーして配布したり、譲渡しないようして下さい。また、不要となった場合は、必ずシュレッダーで破棄して下さい。

VI調査・研究者の講習と立入可能範囲

VII 森林生態系保護地域の利用にあたって

- カウンターシステムの活用
父島内の指定ルート入口などには、全箇所ではありませんが、カウンターシステムが設置されており、利用人数や利用目的を把握しています。
入林する際には、プランナリアから該当する色の右を拾い上げ、背負う型に取り付けている行き先の書いた筒に1人当たり1個を入れてください。(目的地が無い場合には、近くの目的地へ入れてください)
- ご自身の調査・研究など目的以外の分野にも配慮をお願いします。(特に植物の踏みつけのアカガシラカラスバト及びオガサワラノスリの繁殖地への不要な立ち入りなど)
- 指定ルート以外の踏み分け跡(作業路や研究路)は、利用の方が速い込まないよう、踏み分け跡として朝晩に跡が残らないよう特段の配慮をお願いします。
- 指定ルート以外での撮影(マスコシ等)や、イベント的な行を実施する際には、事前にご相談願います。なお、保存地区(コアゾーン)内では、原則としてこのような行為は認められません。

VII森林生態系保護地域の利用について

VIII 外来植物等の拡散防止等について

- 外来植物の種子等の拡散防止等のため、父島及び母島の指定ルート等の入口には靴の底を落とすためのマットや衣服についた種子を除去する靴の粘着テープ(遺跡コロコロ)を設置しています。また、プランナリアを移動するための跡のスプレーを設置しています。
- 指定ルート等の出入口では、乾燥をし、種子の除去及びプランナリアの駆除にご協力をお願いします。

母島での設置箇所(○印)

靴底のマット設置
靴底の粘着テープ設置
衣類へのコロコロ設置
乾燥機設置

VIII外来植物等の拡散防止等 (父島)

◆ 同じ島内でもプランナリアの侵入している地域と侵入していない地域がありますので、ルートの出口においても、再度除去をお願いします。
特に、プランナリアが侵入していない地域に入林する場合には細心の注意をお願いします。

道路脇等から入林する場合

道路脇等から入林する場合には、近くの指定ルート入口のコロコロ、スプレー、乾燥マットで対策をから入林してください。
また、貸し出しもしていますので、必要な場合には申し出てください。(自分で準備していただいても可)

貸し出し用セット

外来植物等の拡散防止等 (母島)

IX 新たな外来種の侵入を防止するために

- 父島へ調査に行く場合には、乗船前に外来種(グリーンアノール、プランナリア等の動物、シロバナセンダングサ等の植物の種子等)が衣服、靴、ザック、調査用具などに付着・混入していないかを確認するとともに確実に除去してください。
また、靴等については、消毒機等に落とすこと及び乗船前に海水に浸漬をつけるなど、プランナリア対策を確実に実施してください。
なお、乗船に際す場合には、洗浄した履、靴等を使用するとともに出来る限り履き専用の靴を準備してください。
- 内地で使用した器材(工事器材、調査研究器材等)を、小笠原において使用する場合は、器材に外来種の種子や小動物及び泥等が付着等していないか確認して下さい。
器材にそれらが付着している場合は、内地で確実に除去して下さい。また、未使用の機材であっても同様に確認をお願いします。

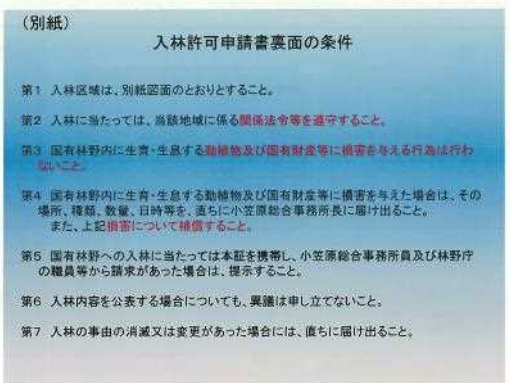
グリーンアノール
既着の履を洗って下さい

プランナリア
ユニークカラーのプランナリア駆除剤を履の内側に塗りつけてください。

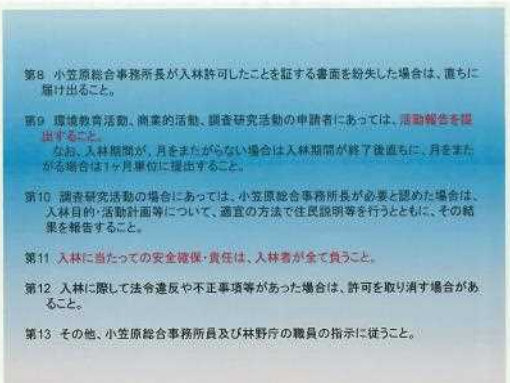
IX新たな外来種の侵入を防止するために



森林生態系保護地域への入林手続⑤



入林許可申請書裏面の条件①

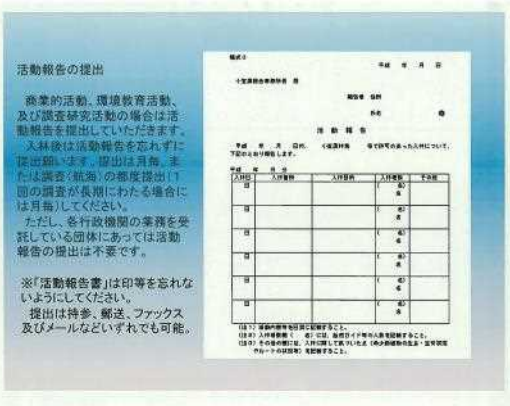


入林許可申請書裏面の条件②

入林申請及び入林届の添付書類

	入林申請	入林届	名簿	目的	地票	契約書等	分譲協議書	保安林協議書
行政		○	○		○			
多行政機関の受託者		○	○		○	○		
国有林野事業の委託者		○	○					
調査・研究者	○		○	○	○		○	○
備考	<small> ※1 入林場所が、国有林地であるかどうか、また、当該箇所が法指定上の規制の有無を確認する必要があるため、入林申請及び入林届添付書類は、国有林野事業実施計画書とする。 ※2 固定調査区(プロット等)の設置や工作物を設置する場合には小笠原総合事務所長へ「フィールド申請」が必要です。 調査補助者の方は、調査主査の方の入林申請書の名簿に記載してください。 </small>							

入林申請及び入林届の添付書類



活動報告の提出

➤ 「小笠原諸島森林生態系保護地域利用講習」における課題と対応（案）

課題	対応(案)
父島に来島してから受講するために、小笠原では外来種になる種、また外来種が紛れ込む可能性のあるもの（ポット苗、資材等）を事前に把握できない	<ul style="list-style-type: none"> ・おがさわら丸船内には、外来種や希少種に関する普及啓発用のパンフレットが配布されている ・環境省のホームページからも、これらのパンフレットはダウンロードできる ・竹芝棧橋付近で官庁等が講習を実施し、父島到着前にある程度の基礎情報を周知させることで、多くの講習者が外来種に対する意識を持つ
外来動物種、外来植物種の具体的な種名や、検疫の内容が周知されていない	<ul style="list-style-type: none"> ・講習内では、わかりやすいスライド等で対策外来種や希少種を紹介し、フィールドにおいて外来種の認識ができる程度の講習内容にする
「保全管理計画」の概要が伝わらない	<ul style="list-style-type: none"> ・小笠原の森林生態系保護地域の知識がないと、「保全管理計画」は理解が困難であるため、図や写真を使用したフロー図を作成して、多くの講習者からの理解を得る
「保全管理計画」の保全地区と保全利用地区の利用制限について	<ul style="list-style-type: none"> ・保護地域設定前から、林内で山菜採取や散策をおこなってきた一部の島民にとっては、自由に林内に入れない不満があるため、島民への「保全管理計画」の説明が必要だと思われる

◇ 屋久島の取り組み

屋久島は平成5年に世界自然遺産に登録されてから、平成19年には入込数は1.9倍という増加がみられた。エコツアーガイドの増加が目立つようになってから、平成16年に鹿児島県や環境省など15の組織が結集して「屋久島地域エコツーリズム推進協議会」が置かれた。平成21年にはこれを再編した「屋久島超エコツーリズム推進協議会」が活動している。ここでは、①ガイド登録・認定制度の立ちあげおよびその運営、②里地におけるツアープログラムの開発、③特定地域における保全・利用のルール作りの3点を柱に取り組んでいる。

観光客数の増加以前から、登山道整備に係る事業費が増大して整備は格段に進んだ。更に維持管理は、平成13年から環境省のグリーンワーカー事業が開始され、現場を熟知した地元ガイドが中心となって登山道の刈り払いや道路標識整備等が行われるようになった。そのため道迷いによる遭難者は激減した。しかしながら、山岳部の入込みが集中するため、山岳部のトイレのし尿処理問題、登山道の荒廃問題、山岳部における喫煙やゴミ捨て等入込者のマナー問題などが顕在化してきている。

入り込みが集中する箇所への利用調整を含む対応が講じにくい要因の一つとして、行政主導のエコツーリズムの推進が挙げられている。観光客の増加に伴って変化する課題への対応策が検討されているが、一元的な管理ができずにいることも実態である。

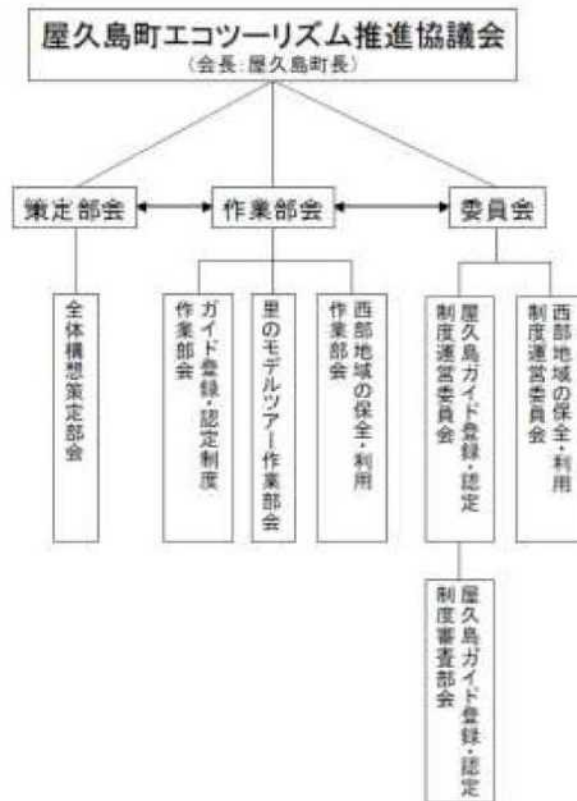


図2 屋久島町エコツーリズム推進協議会の体制

同協議会刊『屋久島町エコツーリズム推進全体構想(素案)』による。

(出典：屋久島におけるエコツーリズムの現状と課題 深見聡)

▶ 山岳部の利用に関する課題への検討・対策

① 「山岳部利用のあり方検討会」の設置

屋久島世界遺産地域科学委員会では、このような課題（特に山岳部の利用に関する諸問題）に対処するため、中長期的な対策の方向性を定めることを目的に、エコツーリズムの推進と合わせながら、山岳部の利用のあり方について関係行政機関と地元住民や民間団体が協働的に検討する“場”として、平成25年度に地域連絡会議の下に、作業部会として「山岳部利用のあり方検討会」を設置した。

② 「山岳部利用のあり方検討会」の進め方

「山岳部利用のあり方検討会」においては、短期的な課題として「縄文杉周辺の再整備」と、中長期的な課題として「山岳部の適正利用と管理のあり方の決定」を扱うこととしているが、中長期的な課題の検討の進め方については、透明性と継続性の維持、専門家の参画の必要性などが指摘されていた。そのため、行政、地元住民を含む民間、有識者の3者が揃って議論する必要性を共通認識としたうえで、科学委員会委員を含む有識者や島内観光関係者の意見を聴きながら利用の管理方法に関する検討を進めていくことが検討された。

現在、この山岳部利用の管理方法に関する検討を進めていく体制として、「山岳部利用のあり方検討会」の他、二つの検討会の設置を検討している。関係行政機関、エコツーリズム推進協議会や地元観光協会等の団体、一般島民及び科学委員会委員等の有識者を構成員とする「大きな検討会」と、現場レベルで意見交換及び検討を実施し、現場の意見を集約するための「小さな検討会」である。「山岳部の利用のあり方検討会」については、引き続き存続させながら、関係行政機関の意見調整及び「大きな検討会」と「小さな検討会」をつなげる役割を担うことを検討している。

③ 検討内容（案）

これらの検討会における、利用の管理方法について具体的な検討内容（案）は、遺産地域内である国立公園区域、生態系保護地域を中心とした山岳部に係るビジョンやゾーニング、ゾーニングに応じた管理目標と利用のあり方を設定し、目標状態にあるかどうかを評価するための指標と順応的な管理手法を検討するものである。

④ 検討スケジュール（案）

検討のスケジュール（案）は、今年度（平成27年度）中に検討体制の詳細及び管理手法とゾーニング案を決定し、平成28～29年度に検討結果を国立公園管理運営計画や遺産地域管理計画に反映させ、平成30年度には遺産地域における「適正利用のための管理」を運用開始する予定である。

⑤ 環境への影響をモニタリング

このような取り組みにおいては、常日頃から利用状況や利用がもたらす環境への影響をモニタリングしていくことが重要であり、関係行政機関では登山道の荒廃状況のモニタリング、利用状況に関するモニタリング、利用者に対するアンケート調査等のモニタリング、簡易トイレの普及啓発などを継続的に実施している。

⑥ 「エコツーリズム推進協議会」の取り組み

また、エコツーリズム推進協議会では、ガイド登録・認定制度づくりの制度の定着に向けた勉強会の開催や、一部の山岳中央部への利用の集中を分散させる目的で、里山地域の地元住民が関わることのできるツアープログラムの開発、商品化を目指すとともに、島外から講師を招き、観光業者、地元住民との意見交換を図るなどの取り組みを進めている。さらに、ガイド事業者、住民、有識者が参加した作業部会を設置し、屋久島全体の利用の考え方や、特定地域における具体的な保全・利用のためのルール作り、利用者のマナー向上のためのルール作りを検討している。

➤ 里地におけるツアープログラムの事例

屋久島全島Map

屋久島町 里めぐり Guide Map

屋久島 時間距離図

ヤクシカ

ヤクザル

まんてん・平家の里 吉田

吉田岳を背後に、前面には、東シナ海を望み、海上に沈む夕日の絶景が広がる集落。NHK朝の連続ドラマ「まんてん」のロケ地及び平家の里として里めぐりに力を入れている。

【日高神社】
日高神社は、平家の落人をお祀りしているという由來のある神社です。また、日高神社は吉田神社とも呼ばれており、天照大神（一宮法珠権現）が祀られ、吉田房頂上がその御神体といわれています。

【東シナ海展望所】
展望所からは、東シナ海に浮かぶ硫黄島、黒島や口永良部島が展望でき、夕日の絶景スポットとして、人気の場所となっています。

【阿エビス様】
この阿エビス様はNHK朝の連続ドラマ「まんてん」の最初の挿入映像として、作られました。屋久島では、浜エビス、村エビス、家のエビスがあります。

【森山神社】
この森山神社は、古来、平家の落人が最初に着いたのがこの神社の砂浜（下の段）というところで、別名「巫神社」ともいわれています。また、この神社には手置帆負大神大山津見命が祀られており、安産の神様といわれています。

祀りの大岩

森・水・人ふれあいの里 宮之浦

屋久島の海の玄関口にして、島内最大の集落。屋久の神々を奉祭する千数百年の伝統と格調を誇る総務神社がある。

【総務神社】
鎮座地は、屋久島統治や屋久島管理のため、寛永19年(1642)、徳久島代官(後の屋久島奉行)を設置し、宮之浦に鎮座地を定めました。御原草は、根葉と移はれていた礎石たちの墓石群で、大正初期には50基ほどありましたが、現在20基しか残っていません。

【伊能の礎】
幕府時代に、日本全国を巡歴した伊能忠雄は、文化9年(1825)3月27日から4月25日にかけて屋久島に滞在し、測量を行い、文政4年(1821)、屋久島の1/6分の1の地図が完成し幕府へ献上されました。屋久島は、忠告測量の最南端地点でもあります。

【牛床跡所】
牛床跡所は山岳信仰の重要な行事でもある「熊参り」の際に家族の出立大集行です。女人禁制の参りに参加出来ない婦人や子どもたちは、日ごろここで遠く山奥の御岳を拝みます。さまざまな石で、60数基奉納されています。

【ズーフコス化石例】
ズーフコス化石は、太古の海嶺にいた生物の生活痕が化石になったもので、約4万年前の地層から見つかりました。同化石には約30個のズーフコス化石があり、最大のもは直径10センチあり、国内最大級の完全型で、貴重な化石です。

【益敷神社】
益敷神社は「熊参り式神名帳」(927)に記載されている南島唯一の式内社で、祭神は山彦(一宮主珠大権現=天降日高彦火火出見尊)です。

海あり、山ありの里 春牧

屋久島の長岳へと続く登山道への入口がある集落。海水浴や釣りも楽しめる春田浜海岸もあり、山も海も楽しめる。

【盛久神社】
平盛久が祀られている神社。壇ノ浦の戦いで滅れた後、鎌倉で打首になるところ、盛久の櫻の経文が光り、首切り人の刃が折れて奇跡的に助かったという伝説があります。

【於手良島の五輪塔】
3つの五輪塔が建っていますが、このうちの一つは一つ一つの石から彫りだした一石五輪塔で簡素な平彫りです。於手良という地名もかつてここに五安寺という律宗の寺があったからと伝えられ、島内律宗時代のものが残るのはここだけです。最古の貴重な五輪塔です。

【トロッコ発着場】
現役で走っている森林鉄道の発着場。大正時代に、伐採された屋久杉を運搬するために作られました。また小杉谷集落の人々にとっての生活の足としても使われてきました。現在は発電所管理のために使用されています。

【春田浜海水浴場・珊瑚礁】
新長門海岸の南岸が、屋久島で最も大規模に見られます。

滝之川の一枚岩



島の中でも特に温暖な気候で自然に囲まれた集落で、島外から移り住む人も多い。海が近く、釣りのポイントも多いことから磯釣りを楽しむのもよい。



【八幡神社】
明治21年(1888年)8月に、飯高宗包によって作成された「八幡神社縁起考」によれば、平内村の惣長・岩川某なるものの氏神を村人が相談して村の鎮守の神として認めまつり、他に岩川八幡とも云うとあります。八幡神社の氏神は、穂積和氣命(ホムタケツノミコト)で、戦時中には武運長久を祈願する人々が、島中から参詣したそうです。



【黒番原兼成翁稲穂徳碑】
黒番原兼成翁は、屋久島の特産品ボンカンを国内で初めて屋久島の平内地区に導入して、普及に努力しました。平内住民はその偉業を称えて感謝するために、毎年稲穂徳碑前でほんかん祭りを挙げています。



平内カンノン竹自生地(町指定天然記念物)



集落から見上げる山は、七五岳。中心部に巨大な中間ガジュマルがある。目の前には砂浜があり、サーフィンを楽しむことができる。



中間神社



【中間ガジュマル】
集落のシンボルは中間川沿いのガジュマル(町指定文化財)で、推定樹齢300年と言われ、観光スポットとともに集落の方々の憩いの場となっています。

【集落内の古道】
明治20年頃、当時の石工職人の清水伊太郎らが造ったとされるものです。



【中間浜】
中間浜はウミガメの産卵場が島内で三番目に多い砂浜です。最近ではサーフィンスポットとして多くの愛好者が楽しんでいます。



中間フルーツガーデン



屋久島からフェリーで100分。ひょうたんのような形をした島。海の幸・山の幸を楽しむほか、良質な温泉が湧き出ている。本村・浦向の二つの集落があり、人口150人程の癒しの島である。



【本村温泉】
2008年に改修された島内で一番利用者が多い温泉施設。泉質は鉄分を多く含む、貧血症、リウマチ、慢性腰痛などによいとされています。また、湯船から眺める夕焼けの本村港もおすすです。



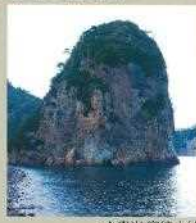
【西之湯温泉】
海岸沿いにあり、潮差により湯面が上下するので大層の湯溜り過ぎあたりが一番湯量が多くなります。



【東之湯温泉】
磯場の温泉で海を眺めながら心身ともに温泉気分満喫できそう。乳白色の湯の花が漂う良質温泉です。



【浦向温泉】
高に溶んだ湯が湧いており、石で作り上げた湯天風呂もあります。



▲奇岩 寝寝立神

国指定天然記念物 エラブオコウモリ
前脚長120~140mm、頭脚長190~250mmで尾がない。体毛は褐色を帯び、頭部は幅広い黄色を帯びた明るい毛帯で取り巻かれる。(絶滅危惧1A類)



ウミガメの里 水田

里から名峰永田岳を見ることができ、永田岳から流れる永田川を中心に山・川・海の自然と人々の生活がとけあった集落。アカウミガメの北太平洋最大の産卵地である永田浜があることで有名。



▲永田岳



▲永田水路



▲永田嶽神社



▲田之峰神社

【永田嶽神社境内産産題目(町指定文化財)】
この花崗岩の自然巨石には、「明暦3年丁酉(1657)名無妙法蓮華経 萬聖位2月大吉日」の文字が刻まれている。中央の「南無妙法蓮華経」は日蓮宗で唱える題目です。永田嶽を望むこの地は、古くは山岳信仰の聖地であったと考案されていますが、ここに産産題目が見られることは、寛正6年(1465)日蓮宗の種子島布教を契機にして、屋久島でも信仰の定着があったことを示しています。

晴かおる港町 一湊

磯原く志戸子



▲磯原



▲西郷隆盛上陸の碑



▲番屋峰から望む矢筈岬

【番屋峰】
戦時中、屋久島の神をとおるアメリカの艦隊を多し。本土に伝える監視所があった山。大森原や矢筈岬、一湊集落が見下るせて、景観の素晴らしげ場所です。

【住吉神社】
志戸子地区の氏神。漁の神。住吉の神。(ウツツノオミコト、ナカツツノオミコト、ソコツツノオミコト)

楠川・梶川・小瀬田・長峰

懐かしき町 楠川

昔ながらの岳歩きを行うなど、歴史や伝統を重んじる集落。子供たちが作った「ドラえもん」がめじるし。



▲楠川温泉

【楠川温泉】

楠川集落から1キロほど山側へ上った湯之河にある温泉。古くから地域の住民の湯治の場として親しまれ、すぐ横を流れる湯之河のせせらぎも、疲れた体を癒してくれます。無色透明アルカリ性単純泉の冷泉を温めた温泉で、浴槽は10人ほどが入浴できる地元住民と観光客のふれあいの場にもなっています。

▲モリヘゴ



【モリヘゴ】

モリヘゴは、ヒガヘゴともいわれる熱帯・亜熱帯産のヘゴ科のシダ植物。ここに生育するモリヘゴは、昭和36年頃、現地の裏山から採取し、楠川小学校の卒業記念物として贈られたものであり、楠川が自生の北限であるとの事で、昭和48年5月から昭和55年9月まで、町の天然記念物として指定されていたが、昭和55年台風により倒木・滅失したため、九月に指定が解除された。その後、楠川地区から「モリヘゴ」が、倒木・滅失した場所にて、自然発芽し、再び町指定天然記念物として指定されたものである。



▲ドラえもん

屋久島の空の玄関口 長峰

空の玄関口、屋久島空港がある集落。農地が広がる一方、ファミリーショップやドラッグストア等もあり、島にありながら都会の様相ももっている



▲牧場



▲愛子橋より望む愛子岳

回い轡を保つ里 楠川

島では、一番小さい集落であるが、11月に開催される「山手祭り」には、たくさんの島民が訪れる。



【公民館古石塔】

平家の南武吉の墓と言われている。

愛子の国につつまれた里 小瀬田

スポーツ少年団や老人クラブ等の団体が、名称に「愛子」を使用するなど、「愛子岳」を大切にしている集落。



【日喜新開院墓石】

光照寺の菩提の墓と言われている。

永久保・船行・松峯

ロケットを遠望できる里 永久保



▲田代海岸

集落の前方には種子島が顔近に横たわり、種子島宇宙センターから打ち上げられるロケットを遠望できる。

【枕状溶岩】

玄武岩質マグマが海底で噴出して、表面が急冷されてガラス質の殻が出来ます。それを破りながら細長くチューブ状に伸び、枝のような重なりを見せることから枕状溶岩と呼ばれます。

屋久島の北海道 船行

屋久島の北海道と表現されるほど、冬期はきびしい寒さとなる集落。集落のシンボルは、樹齢700年といわれる船行大杉である。



▲船行大杉



【船行神社】

神社にはお産の神様が祭られており、旧暦11月11日には、大祭が行われる。また、旧暦8月15日の十五夜御引まの祭は、持ち帰ったシジミを神社に奉納する等、船行神社は集落の年中行事の中で重要な役割を担っている。



▲オゴン

神社にはお産の神様が祭られており、旧暦11月11日には、大祭が行われる。また、旧暦8月15日の十五夜御引まの祭は、持ち帰ったシジミを神社に奉納する等、船行神社は集落の年中行事の中で重要な役割を担っている。

【船行神社の大杉】

船行神社の大杉は船行のシンボルであり、また屋久島の入里にある杉としては最大級で平成16年に町天然記念物に指定されました。

明星宮下抱かれた里 松峯

空母基地として発展してきた集落。松峯大橋から望む、明星宮と安房川は絶景。県道沿いに屋久杉工芸の専門店が集まる。

【松峯大橋】

安房川上流にかかる高さ70mの大橋。上流側は山に挟まれたV字谷の狭谷を、下流側は安房市街地をゆるやかに下れる安房川をのぞみます。この橋の下でカヌーを楽しむ人々にぎわっています。

安房・平野・高平

聖なる川が流れる里 安房

屋久聖人と称される「泊姫竹」の生地であり、林芙美子の小説「浮雲」の舞台となった集落。屋久島の夏の風物詩「流れ鮎」は、ここを流れる安房川で行われる。



▲如竹廟

【如竹翁伝】

如竹翁は、屋久聖人と称えられ、屋久島が生んだ偉人である。元亀元年(1570年)11月17日、船大工泊太次右衛門、初産夫婦の長男として安房に生まれる。幼名を市兵衛という。5才で本仏寺に入寺し、名を自康と改める。長じて、法華の教を学ぶため京都の本願寺に入る。寛文10年(1670年)京都を去り、政宗正興寺の文之門に入り僧学を学ぶ。この頃より如竹あるいは如竹僧人と号す。翁は一生を僧形、狼身を遣う。實性剛毅にして謙遜、博学才幹に及ばずとも他徳器節操に勝ると言われた。又、愛郷心この外強く、島民の生活の安定を願い屋久杉の利用をすすめ、余録を分け与えて貧民を救い、用水を引くなど成した。翁は死に臨み、村を奥より守るとしてこの地に葬ることを望み、明暦元年(1655年)5月25日85才で永眠した。

【如竹踊り】

如竹踊りは、如竹翁没後、翁の遺徳を後世に伝えようとする安房の人々が創作し、命日の旧暦5月25日に永年に亘り踊り伝えてきたものです。平成18年、県指定無形民俗文化財に指定されました。



▲如竹踊り(県指定無形民俗文化財)

前途のふもとに広がる里 平野

島の特産品である「焼酎・三岳」を製造する「三岳酒造」がある集落。「ショウチュウガワ」と呼ばれる河川もある。



▲狭川ガジュマル



▲芙蓉の花

【花壇】

高平島のふもとに広がる戦後の開拓集落。島の南東部に位置するため、季節風の影響が少なく、冬でも温暖な集落。県道沿いに植栽された植物の花には心を癒される。



▲花壇

はなのある里 高平

高平島のふもとに広がる戦後の開拓集落。島の南東部に位置するため、季節風の影響が少なく、冬でも温暖な集落。県道沿いに植栽された植物の花には心を癒される。



▲花壇

麦生・原・尾之間

屋久島の名所 麦生

温暖な気候を生かし、特産品のぼんかん、たんかんの主産地の農業集落。伝統芸能の「オギナタ踊り」を継承する。



▲【恵比寿様】

エビス様は、鯛を抱えているのが普通ですが、麦生のエビス様はカツオを抱えています。



▲【弓矢八幡神社】

大山家の屋敷神を明治初期に村の氏神様として祀った神社。



▲【ぼんたん館】

特産品販売(地元産新鮮野菜・手作り加工品等)から資料展示・加工室まであり、町民から観光客まで幅広く利用されています。

びじべれの里 原

集落のまわりの水「山河の水」を有するなど、水に恵まれた集落。観光スポットの「千尋の滝」があるのもこの集落である。



▲【原神社】



▲【山河の水】

モッコウ岳の麓の岩間から湧き出るこの水は、昔から集落の人々の生活・灌漑用水として利用されており、この水を求めて訪れる人々も多く、憩いの場としても親しまれています。

湯の町 尾之間

前には太平洋、背後には急斜面の尾之間三岳と呼ばれる、剣石岳・耳岳・モッコウ岳を望む、屋久島では数少ない温泉が湧き出している集落。



▲【尾之間灯台】

谷見岬と呼ばれる先端にある、白色六角形コンクリート造の建物です。光塔距離1.9海里、毎6秒に1閃光します。



▲【尾之間温泉】

約350年ほど前に地元の漁師に誘われて撃たれた大ジカが傷を癒したと言い伝えられる温泉。毎日のように通ってくる常連客が多く、また観光客にも大いに利用されています。



▲【ミヤカタの浜】

史料に記録はないが、地元では最高級の上陸の地と伝えられています。観光明瞭な浜で、地元の漁師にも大いに利用されました。



▲【田之神様】

前地整理記念碑の横にまつられた田の神様。

小島・湯泊・栗生

「水神様」「山神様」がいる里 小島

米の栽培が盛んな集落。伝統芸能「小島神踊り」が有名な他、稲作に関する年中行事を大切にしている。

【ドッチ上陸地】
 ジョアン・パテイス・ドッチ神父は1688年イタリアのシチリア島に生まれたキリスト教の宣教師で日本にローマ法王の命を受け布教の目的で1705年(宝永5年)10月12日屋久島小島恋泊の洞、唐ノ竈に上陸したが、不幸にも捕えられ、47歳のとき江戸のキリシタン屋敷のろうの中で亡くなりました。
 取り調べに当たった新井白石はドッチの広い知識にふれて「西洋紀聞」「東夷異言」を著わし、これを読んだ八代將軍吉宗はそれから洋書を読むことを許し、以来西洋文化は我が国にどんどん流れ込んできました。



【矢石】

満天の星空をみどり始め 湯泊

満天の星を眺めながら、のんびり入浴できる露天温泉「湯泊温泉」が自慢の集落。伝統芸能として琉球から伝わったという笠踊りがある。

【湯泊温泉】
 湯泊の真夜中に湧き出る温泉。いつでも入浴が可能。波の音を聞きながら、また夕日を見ながらの入浴ができる露天風呂です。お湯はアルカリ性単純温泉、神経痛、筋肉痛、関節痛等に効果があると言われています。



【湯泊並べどり】

西部の奥座敷 栗生

集落の終点に西部林道を控え、観光スポットとして「大川の滝」がある。海・山・川と三拍子そろった素晴らしい集落。

【メヒルキ】
 町指定の天然記念物。河口付近の海水と淡水が混ざる汽水域に生育する亜熱帯性の常緑小高木で、マンゴロープ林を構成する代表種です。



【塚崎タイドプール】

集落行事

1月 免火焚き	2月 東生神社神楽(真下川)	2月 ジュニア屋久島
5月 免火焚き	5月 平内・中津尾祭り	5月 ジュニア屋久島
7月 屋久島夏祭り	7月 平内・中津尾祭り	9月 島祭り
8月 尾之筒温泉祭り	10月 平内・中津尾祭り	10月 平内・中津尾祭り
8月 尾之筒温泉祭り	10月 吉田まはら祭	10月 平内・中津尾祭り
10月 尾之筒温泉祭り	10月 尾之筒温泉祭り	10月 尾之筒温泉祭り
11月 尾之筒温泉祭り	11月 尾之筒温泉祭り	12月 尾之筒温泉祭り
11月 尾之筒温泉祭り	11月 尾之筒温泉祭り	12月 尾之筒温泉祭り
11月 尾之筒温泉祭り	11月 尾之筒温泉祭り	12月 尾之筒温泉祭り

郷土 芸能


 鹿ノ子ちよう祭り、小島神踊り、尾之筒神楽、栗生 ナキナタ祭り

(出典：屋久島町里めぐり 屋久島里めぐり推進協議会)

表 奄美群島、小笠原諸島、屋久島、西表島のエコツアーリズム等に係る主な既存の取組

実施地域	実施主体等	実施内容等	概要
奄美群島	各島エコツアーリズム推進協議会	・全体構想の作成及び変更	全体構想は、毎年度実施状況を点検しつつ、概ね5年を目途に見直しを実施していく。
		・各島のモニタリング結果のとりまとめと対応方針検討	エコツアーによる自然環境への影響、利用体験への効果、地域社会への貢献といった観点から、成果や課題を把握し対応方針の検討を実施していく。
		・エコツアーガイド認定制度の決定及びその運営	保護と利用の両立や質の高いガイドを確保していく。
		・群島内外への情報発信、普及啓発	世界遺産登録に向けて、島内外への情報発信を実施していく。
	各島エコツアーガイド連絡協議会	・エコツアーガイドの育成（奄美大島）	連絡協議会のメンバーによる自主的な研修。島の主要な観光スポットにおける研修をとおして、知識や伝え方の要請を図る。
		・ガイド認定制度・自主ルールの検討（奄美大島）	奄美大島の登録ガイドからなる連絡協議会において、自然環境に負担の少ない利用ルール、ガイド認証制度の検討を行っている。
・自然環境保全を考慮したエコツアールートの検討（徳之島）		NPO法人「徳之島虹の会」が中心となって、モデルとなるエコツアールートの選定等の検討を行っている。	
小笠原諸島	東京都	・東京都（小笠原）自然ガイド養成認定制度	南島・石門へのガイドができる
	小笠原ホエールウォッチング協会	・ホエールウォッチング・インタープリター認定制度	陸域ガイドに対しては、小笠原ホエールウォッチング協会が受託して「東京都認定講習会」「小笠原村登録ガイドの講習会」「ガイドのステップアップ研修会」等の講習を行っている。
	小笠原母島観光協会	・母島森林ガイド制度	入林禁止となった石門の一部は、母島森林ガイド同伴であれば使用が認められている。
	林野庁	・小笠原諸島森林生態系保護地域利用講習	小笠原諸島森林生態系保護地域及び指定ルートを利用する場合に受講する利用講習を実施している。
屋久島	屋久島エコツアーリズム推進協議会	・ガイド登録・認定制度の立ち上げ及びその運営	ガイド事業者が参加した作業部会を設置し、「屋久島ガイド登録・認定制度」づくり及び制度の定着に向けた検討を行うとともに、平成17年10月より登録制度の試験的運用を行っている。
		・里地におけるツアープログラムの開発	町と集落の住民が中心となった作業部会を設置し、住民が関わることのできるツアープログラムの開発や、商品化を目指し検討を進めている。平成16年度には屋久町高平集落で、平成17年度には上屋久町永田集落でモデルツアーを実施したほか、島外から講師を招き、意見交換を図っている。
		・特定地域における保全・利用のルールづくり	ガイド事業者、住民、有識者が参加した作業部会を設置し、屋久島全体の利用の考え方や、特定地域における具体的な保全・利用のためのルールを検討している。平成17年度より、世界自然遺産地域にも登録されている西部林道周辺地域をモデルとして、具体的なルールづくりを進めている。
西表島	西表島エコツアーリズム協会	・環境事業への取り組み	これまで多くの遭難事故が発生している横断道の巡視と整備、ガイド養成講習会の実施、仲間川保全利用協定の支援を実施している。
		・環境保全への取り組み	海岸の漂着ゴミ問題に取り組んでいる「ビーチクリーンアップ大作戦」の支援や、ダイビング事業者が始めた「リーフチェック」への協力と普及推進に取り組んでいる
		・地域文化の継承への取り組み	米作りの節目に自然そのものに感謝する儀礼が公民館を主体として行われている。伝統文化の一つとして、「手業講習会」と題して、身近な植物を巧みに加工して様々な道具を作成するいくつかの講座を地域住民対象に開講している。
		・地域への環境教育の仕組み作り	観光に環境教育の要素を付加することは、社会的に大きな意義がある。そのため、楽しみながら体験を通して大事なメッセージを届けるガイドの技量が求められ、それらを実行できる技術の習得や意識の向上を目的に各種講座を実施している。
	西表島カヌー組合	・事故、緊急時における連絡網や救助体制の確立	ヒナイ川及び船浦湾周辺地域での活動は、組合自主ルールにより1名のガイドに付き7名のゲストを1日2回、最高14名まで案内可能とする厳しいルールでツアーを催行している。その他、白浜・前良川・後良川での自主ルールを遂行する。
		・自然環境の保全と動植物の保全活動	
	竹富町ダイビング組合	・海上保安庁、竹富町消防団、八重山警察署による合同救助訓練に参加	海上保安庁との合同訓練を、西表島カヌー組合とも協力して実施している。
		・救難訓練の実施	
・危険地域の把握		季節風などの天候を含め、使用できるポイントは季節によって異なるため、それらの地域での危険個所の情報を発信している。	
林野庁	・ダイビングフェスタの実施	普及啓発の一環として、ダイビングフェスタを開始している。	
	・仲間川の木道利用に係るガイド講習	仲間川の支流のニシフナツキガワに隣接する、マングローブ林及びサガリバナ林内に整備されている木道等の利用を希望する者を対象に、ガイド講習を年に1回開催している。	